

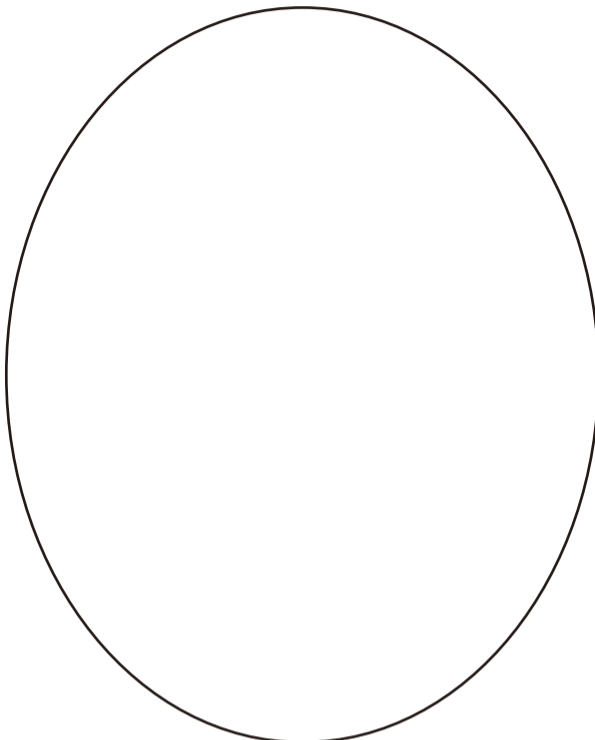
平成25年度通常総会開催される

100年後の会員諸君のために

横浜弁護士会新聞

発行所 横浜弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.yokoben.or.jp/

会長所信表明



所信表明する仁平会長

5月28日、横浜情報文化センターにおいて通常総会が開催された。仁平信哉会長は、副会長5名を紹介し、「我々は100年後の会員諸君のために、本弁護士会を国民からより信頼される存在としてさらに充実させる義務を負うものである」と武藤泰丸元会長の言葉を引用し、そのために若手会員の支援と活性化が必要であると所信表明を行った。

会務報告等

総会では、議長に小島周一会員、副議長に若田順会員が選任された。前田副会長から新入会員及び退会者の報告がなされ、前年度通常総会の翌日から本総会まで、入会者119名、退会者54名、弁護士法人の入会8件で

平成25年度 関東十国会夏期研究会のご案内 日時：平成25年8月24日(土) 13時～17時 場所：ホテルニューオータニ二幕張 (JR海浜幕張駅下車徒歩5分)

あり、当会の会員数は今回の総会現在で、1355名(内、外国特別会員数3名)、法人会員は37法人となった。平成24年度理事者を代表し、剣持前副会長が前年度の会務報告を行った。会館リニューアル、法律相談センターの横浜駅西口への移転、東日本大震災に対応した弁護士派遣、弁護士フェスタの開催、韓国の弁護士との国際交流、法曹人口・法曹養成問題に対する取り組み、横須賀支部会館開設、県内自治体への営業活動、記録保管期間の見直し・会内保管印刷物の

活動報告

整理、臨時総会における会名変更議案等、市民窓口・紛議調停・網紀・懲戒の各件数、会長声明が過去最大件数であったこと等が報告された。次いで、各支部、調査室、財務室、事務局運営室、各委員会から、活動実績や今後の方針等について報告がなされた。

次に、第1～3号議案として、平成24年度収支決算の件、平成25年度予算の件、平成26年度暫定予算の件がそれぞれ上程され、審議後、いずれも全会一致で承認可決された。

議案

第4号議案としては、綱紀委員会及び予備委員選任の件が審議され、圧倒的多数の賛成を得て承認可決された。最後に、武井日弁連前

地域司法計画委員会からは相模原支部での合議制実現への取組、「神奈川司法計画」を常議員会へ提出予定と報告された。非弁活動取締委員会からは非弁活動の問題点に関する意見書を横浜地方裁判所及び最高裁判所に

副会長全員の紹介

横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

副会長から活動報告がなされた。ひまわりお悩み110番、弁護士会のイメージアップ等の広報広告、法曹養成制度に関する提言などの活動が報告された。(勝俣 豪)

山ゆり

机の上やまわりに色々な書類があつて、いつか片付かない。そういった書類の中で、相応の存在感を示している茶封筒の一群がある。自身は、臨時総会招集通知とか、定期総会議案書とか、議案資料とか、当会や日弁連の総会資料の類である。即ゴミ箱行きでよいのかと迷っているうちに、何年分もたまつていく。大きめの裁断機の購入を機に、一部PDF化を試みたが、スキャン中につまつたりして、なかなか進まない。事務スナップに依頼するのも気がひける。あまりに機械的な作業なうえ、作業に意味があるのか不明だからである。実は、この手の資料は、自宅にも届く。管理組合だったり、自治会だったり、何か、そういった類のものである。パソコンが普及する以前から、このような大部の資料が様々な団体で作られていたのかよく分からない。パソコンがあつたって、なかなか大変な作業だろう。書面を作って、チェックして。おそらくは、書面のもことになる諸活動は、もつともっと大変なのだろう。それらの努力に敬意を表して、裁断やスキャンくらいは、面倒がらずにやらなければなるまい。と思つたら今年の当会通常総会で書類の電子化の話が、...

# 家族の顔をみて 相続対策を考えよう

## 遺言・相続セミナー&相談会開催される

5月20日午後、開港記念会館にて、市民の方を対象にした遺言・相続に関するセミナー&法律相談会が開催された。

前半のセミナーでは、遺言・相続センター活性化ワーキングチーム座長の狩倉博之氏が、平成25年度税制改正に触れ

つ、遺産分割の方法、遺言の重要性、具体的な準備などのテーマに沿って約1時間講演し、定員を超える53名の参加者が時折メモをとりながら熱心に聞き入った。

参加者のアンケートからは、「真剣に検討する必要がある」と「遺言書の大切さがよく分かった」との声や、「セミナーの時間を長くしてほしい」「実際に相続人になっ

たときのシミュレーションの話を聞いてみたい」などの希望が出た。

後半の法律相談会では、セミナー参加者のうち希望者を対象に、弁護士による1人30分間の無料相談が行われた。事前に多くの相談申込があり、早々と18名の枠が埋り締切りとなったが(当日は17名が出席)、遺言・相続問題への関心の高さを改めて実感することができた。相談内容としては、遺産分割手続に関する相談のほか、遺言書作

成に関する相談が多く見られた。

遺言・相続センターでは、各種団体から出張セミナー&法律相談会の希望があれば、できる限り開催していく予定である。また、3月下旬から遺言・相続お悩みダイヤルを試験的に開設し、初回のみ20分間無料で電話相談を行っており、こちらも大変好評である。

今後、さらに多くの方々に利用いただきたい。(会員 寺澤 恵美)

う意欲も不思議なことに出てる。ペタペタと判子を押し決裁を通じて、これまで知らなかった会務をたくさん知ることとなり、とても勉強になっている。

たとえば、市民窓口があ

る。弁護士に対する市民の声には、時に弁護士にとって理不尽な訴えもあるが、市民の声ももっともだと思っこともある。自分も市民の声を傾け、自分の発言や態度に気をつけなければいけない、謙虚にならないと自戒を込めている。

今期執行部のIT化の推進という方針のもとに当初は慣れない「iPad」を4月1日から持ち歩き、現在のIT環境に追いつこうと努力している。2か月経ってみると、「iPad」の使い方も少しずつ慣れてきた。「案ずるより生むが易し」、「習うより慣れろ」なのであろう。

# 地裁とコラボ企画 「模擬和解」に参加して

模擬和解後の講評風景

法教育委員会では、学校への出前授業や裁判傍聴会の引率、県内中高生を対象としたサマースクールなどを行っている。今回は、横浜地方裁判所と当会が今年初めて共催したイベント「模擬和解」を紹介したい。

5月27日、横浜地方裁判所の憲法週間行事である「模擬和解」が同裁判所で開催された。これは、貸金返還請求訴訟を題材に、参加者が原告役、被告役、裁判官役にそれぞれ分かれて和解の協議をするもので、和解手続を通じて民事裁判についての理解を深めることを目的とした体験型イベントである。

参加者は新聞等の広報をみて参加申込をした市民約50名。オリエンテーションを行った裁判官が、裁判所に初めて来た方はいませんかと問い掛けると、約半数の参加者が手を挙げていた。参加者数人に参加の動機を尋ねると、新聞の募集記事を見て未知の領域である民事裁判に興味があったという趣旨の回答が比較的多かった。

参加者は、和解成立を一応の目標として、それぞれの役に分かれ、各グループの役どころに応じて配点された裁判官と弁護士が各チームに1人ずつあった。

私は、原告役(お金を渡した側)がお金を交付した趣旨(あげたわけでも、預けたわけでもなく、貸したのだという点)や

つアドバイザーとして配置されるのだが、判事補と当会法教育委員会の若手弁護士が協力して練り上げたシナリオは、一筋縄ではいかない微妙な設定になっている。

参加者は当事者の主張といろいろな評価ができる証拠とを照らし合わせながら、実戦さながら、押し引きの活発な議論が行われた。成立した和解の内容は、様々であったがどれも力作であった。

この原稿を書いているのが5月31日であるが、理事者になってもう2か月経ってしまった。日々、新しいことに遭遇し、それに追いつこうとしても追いつくうちに、総会も先日無事に終わった。これでひと段落して、少し落ち着くのかなと

思っていたが、そうはいかないのが当会の事情。総会が終わるのを待っていたかのように、決裁しなければいけない書類の束が決裁箱に入らずに山のようになり、私の机に積んである。やれやれと思う反面、また、新たなことが勉強できるのかな、という意欲も不思議なことに出てる。ペタペタと判子を押し決裁を通じて、これまで知らなかった会務をたくさん知ることとなり、とても勉強になっている。

たとえば、市民窓口があ

使途(ちゃんと投資に当たったのかという点)について妥協せずに究明しようとする姿勢に、市民感覚の繊細さを感じ感動した。

また、参加者が、両当事者が対席するのではなく裁判官と交互に面談するという実務上一般的な手続進行について、相手の言動を直接見聞きすることができないため隔靴搔痒の感があるという趣旨の意見を述べていたこ

とも印象に残った。実務では例外とされている対席和解の方法を、当事者の希望や事案に応じて、もっと積極的に活用してもよいのではないだろうかと考えさせられた。

模擬和解終了後のアンケートに、多くの参加者から、今回の企画は有意義であったとか、裁判官や弁護士の仕事の大変さを実感したと回答が寄せられたと聞いた。

参加者に、和解手続の醍醐味を味わっていただくとともに、裁判官や弁護士の仕事の一部を理解していただくことができ、大変有意義な企画であったと思う。

最後になりましたが、本企画の盛況は裁判所総務課の方による綿密な準備の賜物と存じます。ご支援を頂きましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。

(会員 坂本 真史)

### 理事者室 だより

## 理事者就任2か月目の雑感

副会長 渡部 英明

この原稿を書いているのが5月31日であるが、理事者になってもう2か月経ってしまった。日々、新しいことに遭遇し、それに追いつこうとしても追いつくうちに、総会も先日無事に終わった。これでひと段落して、少し落ち着くのかなと

思っていたが、そうはいかないのが当会の事情。総会が終わるのを待っていたかのように、決裁しなければいけない書類の束が決裁箱に入らずに山のようになり、私の机に積んである。やれやれと思う反面、また、新たなことが勉強できるのかな、という意欲も不思議なことに出てる。ペタペタと判子を押し決裁を通じて、これまで知らなかった会務をたくさん知ることとなり、とても勉強になっている。

たとえば、市民窓口があ



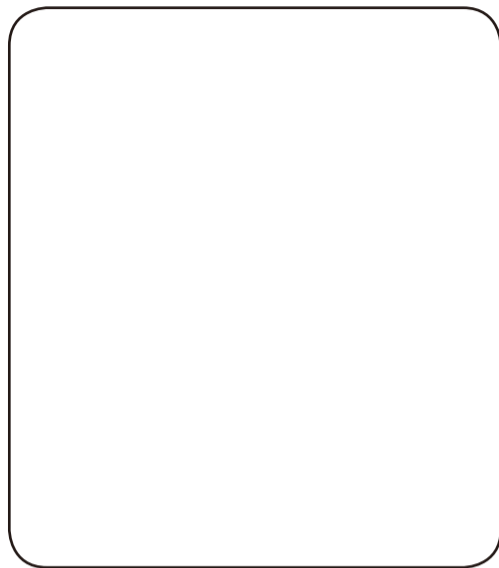
論壇

理論と実務の狭間での債権法改正

会員 渡邊 拓

私は、これまでずっと 大学で民法を教えてきた

が、機会があつて、平成22年10月から弁護士登録



をして横浜弁護士会に所属し、同時に、司法制度委員会の債権法改正検討部会にも参加して、以来、債権法改正の議論に加わらせていただいている。部会の議論で感じたのは(ある意味当然のことではあるが)、理論的には当たり前だ(あるいはこつちの方が当然正しい)と思つていたことが、実務家の方から見ると必ずしもそうではないことが結構あつたことである。ひとつ例を挙げると、

「原始的不能な契約であつても必ずしも無効にする必要はない」という命題は、私の中では、確かにその通りだろうと思つていたが、部会の議論の中では、「そもそもなぜ存在していないものを目的とする契約が有効に成立するのか理解できない」という意見がかなり強かつた。

実際の多数の契約と格闘されてきた実務家の差に由来するのかもしれない。また、他方で、最初は、全く実務経験のない私などは、部会の議論には役に立たないだろうと思つていたが、部会の先生方や、日弁連のバックアップの議論でも、比較法についての関心が高く、私も、

ドイツでは、1900年に制定された民法を2002年に大改正したが、その際、売買のところに「売主が目的物の性質を担保する約束をした場合は、瑕疵担保責任を免除若しくは制限する条項を援用することができない」という趣旨の条文が新たに入った。これについて、新民法

施行後、ある実務家の論文をきっかけに、企業買収にもこの条文が適用されると、瑕疵担保責任が排除できなくなったり、責任制限が無効になったりして、企業買収実務が大混乱するのではないかという危惧が実務家を中心に広まり、研究者も巻き込んで、大論争が起つた。さらに連邦司法省(日本の法務省に相当)も、相前後して二つの全く異なる意見書を出してさらに混乱に拍車をかけるといふ事態に陥つた(最終的に、当該条文の文言を少し修正することでこの混乱自体は収束した。この点について、興味

のある方は、拙稿「ドイツ債権法改正によって惹起された企業買収実務における法的不安定性の除去のための民法典改正について」(http://hal.hanle.net/10131/1107)も一読いただければ幸いです。

おそろく、日本でも、もし、債権法が改正されれば大なり小なりこの種の混乱が生じるのは避けられないのかもしれないが、大事なことは、一人でも多くの会員の方々が、改正の議論に関心を持つただけならば、改正後の実務上の混乱はかなり減っていくのではないかと考えている次第である。

一方、会内での議論を避け、意見を発表することを差し控えたり、中途半端な意見を発表したりした時は、会内から激しい反発を招いておりました。

あるテーマを決めて取材を始める時、法律事務所によくこんな問い合わせをする。○「○が専門の先生は?」。記者もそうだが、利用者側の市民も弁護士を選ぶ際、「得意分野」は判断基準の一つになると思う。

いるのだとか。ところがこうした指針があつても、間口の広さをアピールし、差別化ししを削る法律事務所はあ

勧めたり、「オタク」や「グラビア挑戦」を売りにしたりする弁護士までいる。今の時代、ブログなどを通

ば、本末転倒だ。ベテランの先生方が、若手の就職難をはじめ、職業モラルを心配する声は少なくない。それでも、意欲を持つて仕事に当たる弁護士への取材は、立場を忘れて応援したくなる。できれば、後ろ向きな話は取り上げたくないのが本音だ。

弁護士のある方をめぐる議論はかまびすしい。そう簡単に答えは出そうもないけれど、業界の最前線は常に追いつ

めには携わつておりました。人権課題については日弁連内において様々な意見が出ることも多く、何度か議論を重ねることもしばしばでした。関連委員会でPTを作つて意見調整をしたこともありましたし、何

度も理事会で検討して頂いたこともありました。その際、常に感じたのは、議論を重ねて意見を調整していく中で、日弁連の意見は中途半端な妥協案になるのではなく、双方の意見が相乗効果を発揮し、よりよい意見にまとまっていける、ということでした。

一方、会内での議論を避け、意見を発表することを差し控えたり、中途半端な意見を発表したりした時は、会内から激しい反発を招いておりました。

そんな中、最近知つて驚いたことがある。弁護士業界では「専門」という表記は推奨されていないらしい。「客観性が担保されず、自称専門家が增えると市民を誤導する恐れがある」(日弁連)との理由からだ。

またある。ネットの匿名掲示板に書き込まれた中傷削除はまだしも、探偵業者のHPに顔を出して離婚訴訟の調査を

じた発信力アップは欠かせない。とはいえ、突飛な「専門性」に固執するあまり信頼を失え

ないのが本音だ。弁護士のある方をめぐる議論はかまびすしい。そう簡単に答えは出そうもないけれど、業界の最前線は常に追いつ

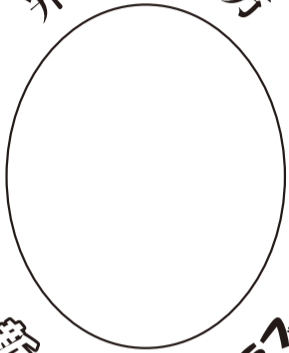
めには携わつておりました。人権課題については日弁連内において様々な意見が出ることも多く、何度か議論を重ねることもしばしばでした。関連委員会でPTを作つて意見調整をしたこともありましたし、何

度も理事会で検討して頂いたこともありました。その際、常に感じたのは、議論を重ねて意見を調整していく中で、日弁連の意見は中途半端な妥協案になるのではなく、双方の意見が相乗効果を発揮し、よりよい意見にまとまっていける、ということでした。

一方、会内での議論を避け、意見を発表することを差し控えたり、中途半端な意見を発表したりした時は、会内から激しい反発を招いておりました。

一方、会内での議論を避け、意見を発表することを差し控えたり、中途半端な意見を発表したりした時は、会内から激しい反発を招いておりました。

弁護士の見方



こちら記者の目線

そのための「取り扱い業務」や「精通」などと言ひ換えて

またある。ネットの匿名掲示板に書き込まれた中傷削除はまだしも、探偵業者のHPに顔を出して離婚訴訟の調査を

じた発信力アップは欠かせない。とはいえ、突飛な「専門性」に固執するあまり信頼を失え

ないのが本音だ。弁護士のある方をめぐる議論はかまびすしい。そう簡単に答えは出そうもないけれど、業界の最前線は常に追いつ

めには携わつておりました。人権課題については日弁連内において様々な意見が出ることも多く、何度か議論を重ねることもしばしばでした。関連委員会でPTを作つて意見調整をしたこともありましたし、何

度も理事会で検討して頂いたこともありました。その際、常に感じたのは、議論を重ねて意見を調整していく中で、日弁連の意見は中途半端な妥協案になるのではなく、双方の意見が相乗効果を発揮し、よりよい意見にまとまっていける、ということでした。

一方、会内での議論を避け、意見を発表することを差し控えたり、中途半端な意見を発表したりした時は、会内から激しい反発を招いておりました。

一方、会内での議論を避け、意見を発表することを差し控えたり、中途半端な意見を発表したりした時は、会内から激しい反発を招いておりました。

徹底的な議論を

会員 千木良正 (52期)

常議員会

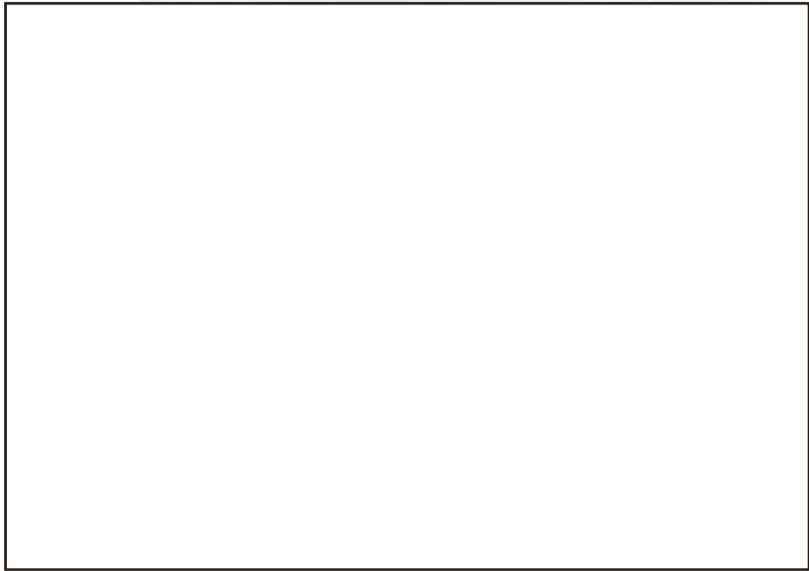
今回はじめて常議員になりました。これまで3回ほど会議が行われましたが、今のところ、激しい議論が戦わされるという状況にはなっておりません。

さて、私は今年の3月まで、6年間にわたり日弁連の人権救済調査室において嘱託を務めておりました。人権課題を中心に、執行部側の立場において、意見等のとりまと

めには携わつておりました。人権課題については日弁連内において様々な意見が出ることも多く、何度か議論を重ねることもしばしばでした。関連委員会でPTを作つて意見調整をしたこともありましたし、何



# 横弁サッカー部 武者修行編



4月20日から2日間にわたり、茨城県鹿嶋市内のサッカー場において、30歳以上の社会人で構成されたチームが出場する大会が開催され、我が横弁FCも参戦した。

大会初日は予選リーグ。初戦は試合開始から押し込まれ、何とか前半を0-0でしのいだものの後半に3失点を喫してしまい0-3で敗戦。

2試合目は終始横弁ペースで試合を運ぶものの、石山晃成会員の鋭いシュートがバーを叩くなどチャンスを決めきれず、0-1で敗戦。

予選最下位で翌日の5-8位トーナメントへ。

2日目は寒く激しい雨が降る最悪のコンディション。試合は前半から横弁が押し込み、佐伯のシュートで先制。さらに右CKから滝沢章会員が押し込んで前半を2-0。後半の立ち上がりにも松原範之会員がFKを直接決めて3-0。

楽勝ムードが漂ったが、その直後に失点し、こちらが決定的なシュートを次々外している間にさらに失点したものの3-2でかろうじて逃げ切り、大会初勝利を飾った。そして5位決定戦。風と雨足の強さに、「ほんとはやるの」という雰囲気

4月20日から2日間にわたり、茨城県鹿嶋市内のサッカー場において、30歳以上の社会人で構成されたチームが出場する大会が開催され、我が横弁FCも参戦した。

大会初日は予選リーグ。初戦は試合開始から押し込まれ、何とか前半を0-0でしのいだものの後半に3失点を喫してしまい0-3で敗戦。

2試合目は終始横弁ペースで試合を運ぶものの、石山晃成会員の鋭いシュートがバーを叩くなどチャンスを決めきれず、0-1で敗戦。

予選最下位で翌日の5-8位トーナメントへ。

気になりつつあったところ、相手チームから「試合やめませんか？」との申し入れが。双方の賢明な判断によりやむなく(?)中止となった。

結果、1勝2敗で8チーム中5位タイ。対戦相手の実力の高さと悪天候が予想外ではあったが、狙い通り「グッドマナー賞」も頂戴し、普段と違う場所色々なチームと一戦交えることが出来た意義な機会であった。

(会員 佐伯 昭彦)

中国の歴史のなかで、乱世といえは魏晉南北朝時代ですが、この複雑な時代の動きを、基本的な視点を忘れずに要領よくまとめたのが、「魏晉南北朝」(川勝義雄著、講談社学術文庫)です。

わゆる「名士」としての貴族層の発生は、儒教と郷村社会に根ざした中国独特のもので、日本には見られません。

貴族制は、隋唐を経てやがて節度使等の武人政治により崩壊に至りますが、その前の儒教的な文化の輝いた時代といえます。

大変刺激的な本ですので、是非一読をお勧めします。

デスク 勝俣 豪  
記者 國村 武司  
長谷川篤司  
市川 統子  
常磐 重雄  
山田 一誠  
糸井 淳一

# 島朗九段らによる将棋指導対局会

加藤桃子女流王座(手前中央)、飯塚祐紀七段(手前右)、島朗九段(中央奥)

恒例の島朗九段による指導対局会は、島朗九段、飯塚祐紀七段、加藤桃子女流王座にお越しいただいて、5月18日に当会川崎支部会館にて開催された。

今回初めてお越しくださいました加藤桃子女流王座

は、現役奨励会員(日本将棋連盟のプロ棋士養成機関であり、そこで四段に到達すればプロ棋士になる)としての顔を持つ一方で、出場棋戦が限られるにもかかわらず女流タイトル1つである女流王座の地位にある。

将棋界には、プロ棋戦で7つ、女流棋戦で6つのタイトルが存在するものの、現役タイトル保持者は5人しかおらず、うち女流タイトル保持者はわずか2名(本稿作成時点)。

タイトル保持者にお越

から挑み、鈴木秀行公証人は的確な指し回しで必勝の局面を作ったが、いずれも敗れた。

筆者はというと、飯塚七段、島朗九段に平手戦(ハンディなし)で教えていただいたのが当然のように連敗(しかも対島朗九段戦はまったくいいところなく完敗)。それもあって加藤女流王座にはちよつと謙虚に(?)角落ちで挑み、矢倉で上手の攻めを組み合わせつつ矢倉穴熊に移行した後、猛攻を仕掛けて攻め倒すという我ながら上出来の指し回しで快勝。

このように話題の棋士にもお越しいただくこともある当将棋会。将棋に興味のある方は是非ともご参加を!!

(会員 種村 求)

## 専門実務研究会紹介

# 遺言・相続研究会復活!

昨年9月21日、長らく休眠状態だった遺言・相続研究会の復活へ向けた準備会が開かれた。休眠状態だった理由は、単に幹事である私が課外活動にうつつを抜かして、研究会の準備を怠っていたからである。解散も視野に入れての準備会だったが、継続した方がいいという意見が多数を占め、研究会を復活することが決まった。

そのような決定を受けて、11月29日に、再開総会を開催した。代表幹事に佐藤修身会員が就任し、幹事には、狩倉博之会員、長谷川範子会員および私が就任し、新生遺言・相続研究会がスタートした。ここでは、年に6回程度、勉強会を開催すること、会費制度は採用せず勉強会毎に参加者から資料代を徴収することなどが決定された。

本年2月19日、丹野益男会員を報告者として、「遺言能力?より信頼性の高い遺言書を作成するために」というテーマで勉強会が開かれた。丹野会員の裁判官や公証人としての経験に基づき、信

**日本弁護士国民年金基金**

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的個人年金。平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。※日本国内に住所を有する方に限り。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

03-3581-3739  
http://www.bknk.or.jp

日本弁護士国民年金基金  
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階

今にゆとり。老後にゆとり。

自営業 プライムの味方です。

頼性の高い遺言書を作成するにはどうすればいいかという、具体的かつ実践的な、興味深い報告がなされた。

4月16日には、姜文江会員が、最決平成24年1月26日(判時2148号)61頁、判タ1369号124頁)の報告を行った。遺留分減殺請求によって相続分の指定が減殺された場合の効果、持戻し免除付きの特別受益にあたる

贈与が遺留分減殺請求によって減殺された場合の具体的相続分の算定方法に関する、実務上重要な最高裁決定についての報告だった。

今後も2か月に1回程度、研究会は実施されるので、興味のある方は、杉本まで、FAX(045-662-6578)で参加連絡をよろしくお願いたします。

(会員 杉本 朗)